

「受付進捗管理システムサーバ設備等のリース及び保守業務等(令和6年度～令和12年度)」調達仕様書(案)に係る意見等

令和6年5月

日本年金機構
システム企画部
システム基盤整備グループ

項番	仕様書の該当箇所		区分	照会事項	回答
	頁	章番号等			
1	調達仕様書 P3	1.6.2 契約延長	要望	「契約延長(最大1年を想定)を可能とし、かつ延長契約期間においても保守対応が可能となるハードウェアを選定すること。」との記載がございますが、令和13年1月末までの契約延長を考慮した場合、最大で81ヶ月(約7年間)使用することとなります。 契約延長を含む契約期間中に、製品のサポート期間の終了が避けられない場合は、予め機器を確保することや機器を交換して対応することも可能とするよう、仕様書への反映をお願いいたします。	原則として、調達仕様書「1.6.2 契約延長」に記載されているとおり、契約延長を可能とし、かつ延長契約期間においても保守対応が可能となるハードウェアを選定願います。 なお、予め機器の確保による延長対応、又は機器の交換による延長対応の提案を妨げるものではありません。
2	調達仕様書 P4	1.6.2 契約延長 (1)	要望	「契約期間満了後、継続して契約を行う場合には、その期間についてもシステムの保守を行うこと。なお、本契約の契約変更及び延長契約に際しては、価格交渉に応じること。(1)ハードウェア保守経費、市販ソフトウェア保守経費及びシステム運用経費に関しては、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供すること。」の記載がございます。また、提供費用について貴機構と協議可能な旨が記載されております。 製品によっては年単位契約となる場合があります。 延長期間が年単位ではない場合におきましても、年単位費用にて協議させていただける認識でよろしいでしょうか。 また、製造元の都合によりサポートの提供が終了してしまう可能性がございます。その場合同等のサービスの提供が困難となるため、別途協議をさせていただける理解でよろしいでしょうか。	契約を延長する場合、年単位契約の製品において、本契約の月額を超えない額で提供願います。 なお、「有償サポート契約の締結」、「納品時点における契約期間を満たす製品の選定」等の対応を行っても、製造元の都合によりサポートが終了することとなった製品については、受託事業者、関連業者及び機構は、バージョンアップ等対応の要否を判断するため、協議を行うこととします。
3	調達仕様書 P4	1.6.2 契約延長 (1)	要望	契約延長時、「ハードウェア保守経費、市販ソフトウェア保守経費及びシステム運用経費に関しては、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供すること。その際、当該保守経費及び運用経費についての価格交渉に応じること」とございます。 交渉内容について、延長時における市場価格の動向や技術革新の状況を鑑みて、貴機構と契約金額を協議できる認識でよろしいでしょうか。	原則、調達仕様書「1.6.2 延長契約」に記載されているとおり、「ハードウェア保守経費、市販ソフトウェア保守経費及びシステム運用経費に関しては、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供すること。」としてください。 なお、契約延長時、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供することが困難な場合、市場価格の動向等、延長時の状況を鑑みて協議を行うこととします。 協議に先立って、受託事業者にてその妥当性を定量的な数値を用いて証明することとし、対応条件及び対応方法等について、協議の上、決定します。
4	調達仕様書 P14	表4.2.1.1 納品成果物一覧 項番13	要望	構成管理表(別紙)記憶媒体一覧の概要に「受託事業者が納品する記憶媒体製品に関するシリアルNo等を記載したドキュメント。」がございます。 納品期限について、「機器納品期限まで」と指定されていますが、製品仕様上、記憶媒体のシリアルナンバーが出荷直前に確定することもあり、「アプリ業者への環境引き渡しまで」に緩和頂けますようご検討をお願いいたします。	ご要望を踏まえて、要求仕様を見直し、本公示にて提示致します。
5	調達仕様書 P28	5.4.1 設計及び構築等業務 (2)	要望	「主体的部分以外の各種作業については、機構が指定する作業場所で作業を実施すること」と記載がございます。 主体的部分以外の作業について、総合テストや受入テスト支援等の作業は、日本年金機構様にて指定される作業場所で行う必要がある認識です。 その他の作業(設計・構築、保守等の業務)については、日本年金機構様と協議し作業場所を決定する認識でよろしいでしょうか。 なお、主体的部分、主体的部分以外の作業については表9.1.1に記載の通り下記と認識しております。 ・主体的部分(企画・判断・管理):プロジェクト管理業務及びITサービス管理業務 ・主体的部分以外(各種作業):機器納品、設計及び構築、テスト、保守等の業務	主体的部分以外の作業については、調達仕様書「5.4.1 設計及び構築等業務」に記載されているとおりです。 なお、作業場所は、事前に情報セキュリティ管理計画書にて定義し、協議の上、決定します。
6	調達仕様書 P42	第10章 監査に関する事項 (1)	要望	「受託事業者は、機構から立入監査の実施を求められた場合は、予告・無予告に関わらずこれに協力すること。立入監査は履行前、履行中、履行後にそれぞれ行うことがある。」とございますが、履行後はプロジェクトが解散しているため、立ち入りを含む監査の対応は、契約期間内のみの実施としていただけないでしょうか。	調達仕様書「第10章 監査に関する事項(1)」に記載のとおり、契約満了後に要機密情報等の返却、消去及び廃棄されたことの確認等のため、立入監査を求める場合があります。
7	要件定義書 P4	3.1.2 運用管理機能要件	要望	「システム開発等事業者が作成した基本設計書を参照すること。なお、本調達受託事業者が実装することとされている機能については、該当機能を実装すること。」と記載がございますが、本記載では実装すべき該当機能の範囲の認識が事業者により異なる可能性が考えられます。実装すべき対象機能に差異が出ないように、具体的な機能を仕様書へ記載をお願いいたします。	実装すべき対象機能は、閲覧資料「基本設計書(基盤)」を参照願います。 役務分担は、要件定義書「表4.11.8.2 環境設計及び環境構築に係る役務分担」のとおりです。
8	要件定義書 P10	4.3.1 機器数及び設置場所 ②	要望	機器設置場所について、下記と認識しております。 ・設置拠点A:運用管理端末 ・設置拠点B:サーバ・ストレージ等 調達対象のハードウェア機器数について、本番環境の運用管理端末が1台となっていますが、運用管理端末とサーバの設置拠点が異なる為、故障した際に設置拠点Aから監視できなくなる可能性があります。安定稼働を実現する為、運用管理端末の台数を2台とするよう、ご検討のほどよろしくをお願いいたします。	ご要望を踏まえて、要求仕様を見直し、本公示にて提示致します。
9	要件定義書案 P.12	4.4 性能に関する事項	質問	機器選定やサイジングを行う上でのご質問です。 性能に関する事項の説明として以下記載がございます。 ----- 4.4 性能に関する事項 性能に関する事項は、「4. 11. 3ハードウェア要件」に示す要件を充足すること ----- 応答時間やスループット目標値に関しては、システム全体の非機能要件で、アプリ開発の事業者の設計にも依存する要素となるため、ハードウェア事業者としては、「4.11.3 ハードウェア要件」を満たす提案を行うことで、4.4.1・4.4.2・4.4.3も同時に満たした提案であると判定いただける理解でよろしかったでしょうか。	性能に関する事項については、「4.11.3 ハードウェア要件」を充足すれば、要件を満たしたことになります。
10	要件定義書案 P.16	4.9 継続性に関する事項 4.9.1 継続性に係る目標値	質問	正しく要件を理解し、事業者の見積の認識の齟齬が発生しないようにするための質問です。 4.9.1.1 継続性要件の項目9の災害対策の要件がございますが、サービス切替時間の自動切り換えは同環境内(遠隔地は存在しない)で認識相違ございませんでしょうか。	本システムは、本番環境で冗長化している機器にて自動切り換えすることとなります。

項番	仕様書の該当箇所		区分	照会事項	回答
	頁	章番号等			
11	要件定義書 P.28	表4.11.3.1 Windows用VMサーバ 要求仕様	提案	内蔵ディスクの要求仕様について、320GB SAS SSD×2 (RAID1) とございます。ストレージとの接続があるため、当該内蔵ディスクの用途は主にRead中心のシステムディスク(OSブート用)であると想定します。SATA SSDも選択肢にできるよう(320GB SAS SSD×2 (RAID1) の「SAS」の記載を削除いただく等)ご検討いただくことで、より安価な構成でのご提案が可能となると想定しております。	ご要望を踏まえて、要求仕様を見直し、本公示にて提示致します。
12	要件定義書案 P.28	表4.11.3.1 Windows用VMサーバ 要求仕様	要望	幅広い製品の中から最適な製品を提案するため、以下の仕様について見直していただくことは可能でしょうか。 ■該当箇所 表4.11.3.1 Windows用VMサーバ要求仕様 項番3 処理性能 ・2CPU(コア数/CPU:16)であること ■修正案 ・2CPU(コア数/CPU:16以上)であること	ご要望を踏まえて、要求仕様を見直し、本公示にて提示致します。
13	要件定義書案 P.28	表4.11.3.1 Windows用VMサーバ 要求仕様	要望	幅広い製品の中から最適な製品を提案するため、以下の仕様について見直していただくことは可能でしょうか。 ■該当箇所 表4.11.3.1 Windows用VMサーバ要求仕様 項番4 内蔵SSD ・内蔵ディスク:320GB SAS SSD x 2(RAID1) ■修正案 ・内蔵ディスク:320GB以上のSAS SSD x 2(RAID1)	ご要望を踏まえて、要求仕様を見直し、本公示にて提示致します。
14	要件定義書案 P.31	表4.11.3.6 ストレージ要求仕様 項番5	質問	・閲覧資料「受付進捗システムに関する資料」を参照し、データ保存用途により、RAIDグループおよびLUを分割すること。 とございますが、RAIDグループの分割は必須でしょうか。	ご質問について見直し、本公示にて提示致します。
15	要件定義書案 P.32	表4.11.3.6 ストレージ要求仕様 項番8	質問	正しく要件を理解し、事業者の見積の認識の齟齬が発生しないようするための質問です。 4.11.3 ハードウェア要件 ----- ③ ストレージ ・正ディスク及び副ディスクのコピー機能を有すること。 ----- とございますが、このディスクコピーはSnapshotコピーなく、DiskToDiskのコピーが必須という認識でよろしいでしょうか。	コピー機能は、正ディスクに障害が発生した場合、副ディスクから復旧可能であることが要件となります。
16	要件定義書案 P.32	表4.11.3.6 ストレージ要求仕様 項番8	要望	幅広い製品の中から最適な製品を提案するため、以下の仕様について見直していただくことは可能でしょうか。 提案する製品によっては、稼働状況を確認するための項目が製品として異なるため、あくまで例としていただくことは可能でしょうか。 表4.11.3.6 ストレージ要求仕様 項番8 その他 Webブラウザ又はソフトウェア等を用いて機器の稼働状況(IOPS情報、RAIDビジー率、キャッシュ利用率、キャッシュヒット率、プロセッサ利用率等)を確認可能なこと ■修正案 Webブラウザ又はソフトウェア等を用いて機器の稼働状況(IOPS情報、ディスク利用状況、キャッシュ利用状況、プロセッサ利用状況)を確認可能なこと (例:IOPS情報、RAIDビジー率、キャッシュ利用率、キャッシュヒット率、プロセッサ利用率等。)	ご要望を踏まえて、要求仕様を見直し、本公示にて提示致します。
17	要件定義書案 P.32	表4.11.3.6 ストレージ要求仕様 項番8	質問	・ストレージ管理ソフトウェア等により、リモートで障害発生状況を検知・確認可能な機能を有していること。 とございますが、インターネット越しで監視することが可能という解釈で問題ないでしょうか。	設置拠点Aからストレージ管理ソフトウェア等により、リモートで障害発生状況を検知・確認可能な機能を有していることが要件となります。 なお、現時点では、インターネット経由での監視は想定しておりません。
18	要件定義書案 P.34	4.11.5 ネットワーク構成	質問	正しく要件を理解し、事業者の見積の認識の齟齬が発生しないようするための質問です。 ----- ② ネットワーク回線の要件 (i) 当面はIPv4での稼働を想定しているが、今後IPv6によるサービスの提供を可能とすることが想定されるため、導入する機器等については、IPv6に対応可能な製品を選定すること。 ----- 本件で調達する機器は全てIPv6への対応が必要であり、稼働当初はIPv4で設計を行うことが前提と理解しましたが認識齟齬ございませんでしょうか。	稼働当初はIPv4で設計を行うことになります。
19	要件定義書案 P.35	4.11.6 施設・設備要件	質問	正しく要件を理解し、事業者の見積の認識の齟齬が発生しないようするための質問です。 ラックの鍵についてはラック毎に個別鍵を用意する必要はございますか。	ご質問について検討し、本公示にて提示致します。
20	要件定義書案 P.40	4.11.8 設計及び構築要件 (2) 詳細設計に係る要件	質問	正しく要件を理解し、事業者の見積の認識の齟齬が発生しないようするための質問です。 ----- 受託事業者は、関連事業者が作成した「基本設計書(基盤)」を基に、本システムに係るハードウェア及び市販ソフトウェアの主要な設定項目について記載した「詳細設計書」を作成し、機構の承認を受けること ----- 上記の記載がございますが、関連事業者にて基盤における基本設計が実施され、その説明会を実施いただける認識でよろしいでしょうか。 また、詳細設計期間中は受託業者のQA対応および必要に応じた情報提供に応じいただける認識でよろしいでしょうか。	QA対応は、質問票等により関連事業者に問合せ可能です。 また、必要に応じて関連事業者と調整の上、対面の打ち合わせにて説明を受けることが可能です。

項番	仕様書の該当箇所		区分	照会事項	回答
	頁	章番号等			
21	要件定義書案 P.40	4.12 テストに関する事項	質問	正しく要件を理解し、事業者の見積の認識の齟齬が発生しないようにするための質問です。 本件の受託範囲は詳細設計以降となるため、基盤結合テスト以降の工程である総合テスト/受入テストの計画やテスト内容の検討は日本年金機構様と関連事業者にて実施されるため、 受託事業者は、日本年金機構様と関連事業作業からの指示された内容をテストの支援として実施する認識ですが、認識齟齬ございませんでしょうか。（受託事業者にて対応する「作業に対する支援」の中にテスト設計は含まれてない理解です。）	本受託事業者は、要件定義書「4.12テストに関する事項」、「4.12.1 基本方針 (1),(2)」に記載されているとおり、総合テスト、受入テストの機構及び関連事業者の作業の支援を行います。 なお、要件定義書「4.12.3 テスト実施要件」に記載のとおり、本受託事業者は必要な支援を実施していただきます。